

20 荒区地第 121 号
平成 20 年 4 月 1 日
(副 区 長 決 定)
平成 22 年 3 月 30 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正

荒川区町会・自治会地域活性化事業に関する活動助成要綱

(通則)

第 1 条 町会等の地域活性化事業に関する活動助成に関しては、荒川区補助金等交付規則（昭和 62 年荒川区規則第 27 号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この要綱は、荒川区（以下「区」という。）の区域内の町会等に対し、当該団体が実施する地域の活性化に要する経費の一部として助成金を交付することにより、地域の活性化、町会への加入促進及び区民のふるさと意識の高揚を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において「町会等」とは、地域内の福祉、文化及び生活環境の向上発展並びに地域の連帯感の醸成を目指し、地域住民が自主的に運営する公共団体をいう。

(助成の対象)

第 4 条 助成の対象となる地域活性化事業は、次の要件を備え、区長が認めた事業とする。

- (1) 「荒川区町会に対する事務事業助成金」の交付を受けている町会等が行う事業であること。
- (2) 町会等の会員の総意により実施される事業で、広く地域住民が参加できる事業であること。ただし、複数の町会等が協働して行う事業若しくは、町会等と町会等以外の団体が協働して実施する事業で、町会等が実質的な主催者である事業を含む。

(助成金の交付額)

第 5 条 助成金の交付額等に係る限度額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1 事業に対する助成金の交付額は、当該事業に要する経費の 3 分の 2 とし、10 万円を限度とする。
 - (2) 助成の対象とする事業は、一会計年度ごとに 2 事業までとする。ただし、前条の事業であって町会等における主に町会等の運営の実務を担う者を対象とした当該実務に関する研修会を実施するものを行う場合は、一会計年度ごとに当該事業を含む 3 事業までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合には、1 事業に限り、前項第 1 号の限度額は 20 万円とする。
- (1) 1 事業に要する経費の総額が 50 万円を超える事業であること。
 - (2) 町会等が区内で実施する会費等を徴収しない大規模な事業であること。
 - (3) 荒川区報、ケーブルテレビ等で区民に広く紹介する事業であること。
 - (4) 区長が認めた事業であること。
- 3 複数の町会等が協働して事業を実施する場合には、第 1 項の規定に実施町会等数を乗じた額とする。
- 4 助成金の交付金に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。
- 5 助成金の交付は、区の予算の範囲内で行う。

(適用除外)

第 6 条 実施する事業がこの要綱以外の助成制度の対象となる場合は、この要綱は適用しない。

(交付申請)

第 7 条 助成金の交付を申請しようとする町会等は、助成金交付申請書（別記第 1 号様式）に、原則として次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（別記第 2 号様式）
- (2) 事業計画書（別記第 3 号様式）

(3) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第8条 区長は、申請書類を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、申請者に対し、助成金の交付決定通知（別記第4号様式）を行うものとする。

(助成金の交付条件)

第9条 区長は、助成金の交付に際して、別紙の助成条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 申請者は、第8条の規定による交付決定の内容又はこれに付された交付条件に異議があるときは、交付決定に通知を受けた日から起算して14日以内に申請の取り下げをすることができる。

(助成金の請求)

第11条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付を請求するときは、請求書（別記第5号様式）を区長に提出するものとする。

(実績報告)

第12条 区長は、助成事業終了後又は年度終了後、速やかに次に掲げる書類を提出させるものとする。

- (1) 実績報告書（別記第6号様式）
- (2) 収支決算書（別記第7号様式）
- (3) 事業報告書（別記第8号様式）
- (4) その他区長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第13条 区長は、前条の規定による提出書類を審査し、助成金の交付決定の内容に適合するものであると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、申請者に通知（別記第9号様式）するものとする。

(検査)

第14条 助成事業者は、区長が助成事業の運営及び経理等の状況に関する検査又は助成事業についての報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(事業内容の公開)

第15条 助成事業者は、区長からの要求のあったときは、助成事業内容について常に公開できるような資料を整備しなければならない。

2 公開期限は助成事業終了後5年間とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。